

令和5年12月22日
中部地方整備局

贈賄に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名 : 新陽工業株式会社
業者の住所 : 三重県四日市市大字塩浜4101-5
- 指名停止措置期間 : 令和5年12月22日から令和6年3月21日まで(3ヵ月)
- 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内
- 事 実 概 要
新陽工業株式会社の代表取締役は、三重県北勢水道事務所が発注した水道設備補修工事の一般競争入札(総合評価方式)をめぐる、入札のための技術資料の作成の助言・指導などの便宜を図る見返りとして、現金を支払う約束をしたとして、令和5年11月15日、贈賄容疑で三重県警に逮捕された。
- 指名停止措置理由
有資格業者である新陽工業(株)の代表取締役が、贈賄容疑で逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第3号イ(下記参照)に該当する。
よって、本件の指名停止期間は、3ヵ月とする。

<指名停止措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上9ヵ月以内 2ヵ月以上6ヵ月以内 1ヵ月以上3ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 早川 保弘
課長補佐 岡崎 友紀 電話番号(052)953-8138